

(証券コード 3459)
平成28年10月6日

投資主各位

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
サムティ・レジデンシャル投資法人
執行役員 川本哲郎

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年10月24日（月曜日）午後5時00分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

規約第14条第1項及び第2項

(みなし賛成)

第14条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成28年10月25日（火曜日）午前10時00分
（受付午前9時30分～）
2. 場 所：東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館 3階
ベルサール神保町room3+4+5
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件

以上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるサムティアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.samty-residential.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

本投資法人の規約を下記「2 変更の内容」に記載のとおり変更することをお願いするものです。

1 変更の理由

- (1) 本投資法人の第1期の営業期間の終了により不要となった規定の削除を行うものです（現行規約第34条、第37条第1項及び第2項関係）。
- (2) 平成27年度税制改正及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異（税会不一致）を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するものです（現行規約第35条第1項関係）。
- (3) 自己投資口の取得、新投資口予約権の無償割当て及び投資法人債の発行に関する費用を本投資法人が負担することを明確化するため、該当する規定を変更するものです（現行規約第38条第2項関係）。
- (4) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）の改正により本投資法人が一般事務受託者に対して委託する業務の種類が追加されたことに伴い、これらの委託業務についても今後新たに委託されうることを明確にするため、関連する規定を変更するものです（現行規約第40条第3項関係）。
- (5) 上記の他、適用法令の表現との整合性、規定内容の明確化その他による表現の変更及び字句等の修正並びに条文の整備を行うものです。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条 (決 算 期)</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで及び8月1日から翌年の1月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。<u>但し、第1期営業期間は、本投資法人の設立の日から平成28年1月末日までとする。</u></p> <p>第35条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、<u>出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額</u>を控除して算出した金額をいう。以下同じ。)の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2) 利益の金額を限度として分配を行う場合、分配金額は原則として租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。)第67条の15第1項に定める投資法人に係る課税の特例に規定される配当可能利益の額の100分の90に相当する金額(法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。)を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金<u>及びこれらに類する積立金等を積み立てることができる。</u></p>	<p>第34条 (決 算 期)</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで及び8月1日から翌年の1月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。</p> <p>第35条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。)の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2) 利益の金額を限度として分配を行う場合、分配金額は原則として租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。)第67条の15第1項に定める投資法人に係る課税の特例に規定される配当可能利益の額の100分の90に相当する金額(法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。)を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金<u>並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 分配金の分配方法等</p> <p>分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>(1) 運用報酬 I</p> <p>総資産額に年率0.45%を乗じた金額（1年365日として当該営業期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）を運用報酬 I とする。</p> <p>「総資産額」とは、本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下本条において同じ。）に記載された総資産額とする。但し、<u>本投資法人の第1期営業期間の運用報酬 I については、当該営業期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産の取得価格に年率0.45%を乗じた額に、当該不動産等の取得日から第1期営業期間の末日までの実日数を乗じた金額を365で除した金額（1円未満切捨て。）を合算して算定される額とする。</u></p> <p>2. （記載省略）</p> <p>(1) 運用報酬 I：各営業期間の終了日まで（<u>但し、第1期営業期間においては、当該営業期間に係る決算期の翌月末日までに遅滞なく。</u>）。</p>	<p>3. 分配金の分配方法等</p> <p>分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数<u>又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数</u>に応じて分配する。</p> <p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>(1) 運用報酬 I</p> <p>総資産額に年率0.45%を乗じた金額（1年365日として当該営業期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）を運用報酬 I とする。</p> <p>「総資産額」とは、本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下本条において同じ。）に記載された総資産額とする。</p> <p>2. （現行のとおり）</p> <p>(1) 運用報酬 I：各営業期間の終了日まで。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第38条（諸費用の負担）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） 2. （記載省略） <p>(1) 投資口の発行に関する費用</p> <p>(2)～(8)（記載省略） （新設）</p> <p>(9) 借入金及び投資法人債に係る利息</p> <p>(10) 本投資法人の運営に要する費用</p> <p>(11) その他前各号に類する本投資法人が負担すべき費用</p> <p>第40条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） 2. （記載省略） 3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、<u>発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（投信法施行規則に定める各事務のことをいう。）</u>は、募集の都度又はその必要に応じて適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。 	<p>第38条（諸費用の負担）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行のとおり） 2. （現行のとおり） <p>(1) 投資口の発行、<u>自己投資口の取得、新投資口予約権の無償割当て</u>に関する費用</p> <p>(2)～(8)（現行のとおり）</p> <p>(9) <u>投資法人債の発行に関する費用</u></p> <p>(10) 借入金及び投資法人債に係る利息</p> <p>(11) 本投資法人の運営に要する費用</p> <p>(12) その他前各号に類する本投資法人が負担すべき費用</p> <p>第40条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行のとおり） 2. （現行のとおり） 3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集並びに<u>新投資口予約証券無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務その他の投信法施行規則に定める各事務は、募集の都度又はその必要に応じて適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</u>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員川本哲郎から、任期の調整のため、平成28年10月31日をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、平成28年11月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人の現行規約第17条第2項の定めに基づき、平成28年11月1日より2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成28年9月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
かわもと てつ ろう 川本哲郎 (昭和46年11月11日)	平成7年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）
	平成12年8月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）
	平成13年12月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）
	平成18年10月 株式会社アイディーユー（現日本アセットマーケティング株式会社）管理本部 副本部長
	平成21年4月 マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社 執行役員
	平成26年8月 サムティアセットマネジメント株式会社へ出向
	平成26年10月 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役
	平成26年10月 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役兼リート運用本部長（現任）
平成27年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人 執行役員（現任）	

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネジメント株式会社の取締役兼リート運用本部長です。
3. 上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
4. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである平成30年10月31日までとします。

また、本議案による補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成28年9月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
ます だ よう すけ 増 田 洋 介 (昭和45年7月1日)	平成5年4月 オリックス株式会社
	平成17年1月 燦キャピタルマネージメント株式会社 取締役
	平成19年9月 燦アセットマネージメント株式会社（現サムティアセットマネージメント株式会社）取締役
	平成19年11月 株式会社グランドホテル松任 取締役
	平成21年4月 燦アセットマネージメント株式会社（現サムティアセットマネージメント株式会社）取締役兼東京支社長
平成22年4月 燦アセットマネージメント株式会社（現サムティアセットマネージメント株式会社）代表取締役（現任）	

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネージメント株式会社の代表取締役です。
3. 上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員藤木隆弘及び中原健夫の両名から、任期の調整のため、平成28年10月31日をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、平成28年11月1日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人の現行規約第17条第2項の定めに基づき、平成28年11月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況
1	ふじ き たか ひろ 藤木隆弘 (昭和43年4月16日)	平成3年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 平成9年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 平成26年10月 藤木公認会計士事務所 代表者（現任） 平成27年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人 監督役員（現任） 平成28年5月 ビーシーページージャパン株式会社 監査役（現任）
2	なか はら たけ お 中原健夫 (昭和45年8月5日)	平成10年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成10年4月 原田・尾崎・服部法律事務所（現尾崎法律事務所） 平成14年4月 American Family Life Assurance Company of Columbus 副法律顧問 平成17年9月 あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所） 平成19年3月 のぞみ総合法律事務所 パートナー 弁護士 平成20年5月 弁護士法人ほくと総合法律事務所 代表社員 弁護士（現任） 平成27年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人 監督役員（現任）

1. 上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、に相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館 3階
ベルサール神保町room 3 + 4 + 5
TEL：03-3263-9621



- 交通 九段下駅 7番出口より徒歩約3分（東西線）
九段下駅 5番出口より徒歩約4分（半蔵門線・新宿線）
神保町駅 A2出口より徒歩約5分（半蔵門線・新宿線・三田線）

お願い： 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。